

告示第46号

国民健康保険料率の決定について

宇和島市国民健康保険条例の規定に基づき、令和8年度国民健康保険料率を次のとおり定める。

令和8年7月1日

宇和島市長 岡原文彰

1. 医療分保険料

(1) 所得割額

宇和島市国民健康保険条例第13条に規定する基礎控除後の総所得金額等の100分の7.20

(2) 資産割額

令和8年度固定資産税額（土地及び家屋に係る額）の100分の27.50

(3) 被保険者均等割額

被保険者1人当たり 19,700円

(4) 世帯別平等割額

1世帯当たり 22,500円

2. 後期高齢者支援分保険料

(1) 所得割額

宇和島市国民健康保険条例第15条の2の4に規定する基礎控除後の総所得金額等の100分の2.20

(2) 資産割額

令和8年度固定資産税額（土地及び家屋に係る額）の100分の7.00

(3) 被保険者均等割額

被保険者 1 人当り	6, 6 0 0 円
(4) 世帯別平等割額	
1 世帯当り	7, 1 0 0 円

3. 介護分保険料

(1) 所得割額

宇和島市国民健康保険条例第 1 5 条の 5 に規定する基礎控除後の総所得金額等の 1 0 0 分の 1 . 6 7

(2) 資産割額

令和 8 年度固定資産税額（土地及び家屋に係る額）の 1 0 0 分の 6 . 3 0

(3) 被保険者均等割額

被保険者 1 人当り 7, 3 0 0 円

(4) 世帯別平等割額

1 世帯当り 5, 1 0 0 円

4. 子ども・子育て支援納付金分保険料

(1) 所得割額

宇和島市国民健康保険条例第 1 5 条の 11 に規定する基礎控除後の総所得金額等の 1 0 0 分の 0 . 2 4

(2) 被保険者均等割額

被保険者 1 人当り 1, 0 4 2 円

(3) 1 8 歳以上均等割額

1 8 歳以上被保険者 1 人当り 4 7 円

(4) 世帯別平等割額

1 世帯当り 7 0 9 円